

2020年5月15日
(2020年6月1日 一部変更)
(2020年6月8日 追記)

高知工科大学の学生の皆様
ご家族の皆様

高知工科大学長

大学活動再開の方針及び 新型コロナウイルス感染症対策における本学の基本方針

5月14日付けで、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県を除く39県において緊急事態宣言が解除されました。感染状況が再び拡大傾向に転じる懸念は残っており、緊急事態宣言が解除された地域においても県をまたいだ移動は引き続き自粛が要請されているところですが、段階的にキャンパスでの大学活動を再開させるため、以下のとおり方針を定め、また4月9日付け新型コロナウイルス感染症対策における本学の基本方針を一部変更しましたので、お知らせいたします。

一斉にすべての活動を再開することに伴う感染リスクを避けるため、遠隔講義は第2クォータ末まで延長することを原則とし、キャンパスで行わざるをえない実験・実習、緊急性があり学位・資格の取得に不可欠な授業に限定して、キャンパスでの活動を再開することとしました。ただし、キャンパスに戻ることでできない学生の皆さんに配慮し、補講を行う等の方法も含め、適切な科目を選定いたします。

研究室における実験活動再開の方法、段階的に対面授業を開始する授業科目等の詳細については、別途お知らせいたします。

引き続き学生の皆さんは、ウイルスへの警戒を怠らず、集団感染の起こりやすい「換気の悪い密閉空間」「多数の人が集まる密集場所」「近距離での会話や発声をする密接場面」という3つの「密」を避け、人との間隔を空ける等、新しい生活様式のもと、一人ひとりにできる感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

【大学活動再開の方針】

<前提条件> ※6月1日変更

- (1) 高知県への移動ができるのは、過去2週間にわたり、「大学活動参加の3条件」を満たす学生とする。ただし、国、自治体が外出の自粛等を求めている地域からの移動は禁止する。
- (2) 高知県が指定する往来自粛地域等から移動する学生には、上記を満たし高知県内に移動したのち、最長2週間の下宿・寮での待機（健康観察）を要請する。詳細は下表のとおり。

高知県内への移動の時期	移動前に滞在していた都道府県	自宅待機等の内容
ステップ① 6月1日～18日	高知県が指定する往来自粛地域等（6/1現在：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）	2週間の自宅待機を要請 ※ただし最長6月18日まで
	上記以外の府県	自宅待機は要請しない
ステップ② 6月19日以降	すべての都道府県	自宅待機は要請しない

※各期間（ステップ①～②）における感染の状況（国・県の対応）により、条件を見直す場合があります。

<大学活動再開の方針>

- 1 原則として、遠隔講義は第2クォータ末（8月5日（水））まで延長する。
- 2 高知県における緊急事態宣言の解除をふまえ、実施体制の準備（3密の回避）が整った研究室から順次、大学院生のキャンパスにおける実験を再開する。
- 3 第2クォータ（6月8日（月））からを目途に、学士課程学生の卒論実験や緊急かつ不可欠な授業で、大学で認めたものをキャンパスで再開する。
- 4 9月1日（火）から9月中を補講期間として、第1、第2クォータ科目のうち、実験・実習など遠隔講義で行えなかった授業を対面で行う（遠隔講義で実施できなかった単位認定試験等を含む）。
- 5 第3クォータ（10月1日（木））から、全科目の対面授業を再開する。

【新型コロナウイルス感染症対策における本学の基本方針】

- 1 学生、教職員への感染防止を最優先させる。
- 2 そのうえで、学生の学修機会の確保に最善を尽くす。
 - (1) 感染拡大が収まるまで、通常の対面授業は行わない。
 - (2) その間、インターネットなどの利用可能な教育手段を各授業科目の特性に応じて用い、自宅学習を基本とした遠隔講義を行う。遠隔講義期間中は、インターネットを利用した個別指導にも配慮する。
 - (3) 教育目的で不可避に発生する大学施設等（インターネット、図書館、ワークステーション、教室等）の利用は、日常生活中に発生する接触レベルに抑える。
 - (4) 大学で認めたもの以外の実験・実習等は延期する。
- 3 研究、社会貢献等、他の諸活動は上記の教育活動に準ずる。
- 4 クラブ活動等の課外活動は、当面の間、禁止する。（6月19日以降、感染予防対策を講じることを前提に活動再開）※6月8日追記
- 5 教職員の勤務体制は、自宅勤務や職場分割等を利用して、安全性を向上させる。
- 6 今後の情勢変化に応じて、総合的に判断しながら対応する。

【大学の支援】

PCの貸与等、遠隔講義受講環境の改善、大学が提供するアルバイト（オンラインで実施するものを含む）の拡大等について検討しているほか、授業料延納・分納、授業料減免、奨学金による支援について引き続き相談に応じます。